

# 10月から予防接種が変わります!

平成26年10月から、今まで任意接種（予防接種法の対象ではないが、希望者が自費でうけることができる予防接種）だった水痘及び高齢者の肺炎球菌予防接種が、定期予防接種に追加されることになりました。

## ■水痘(水ぼうそう)予防接種

- 対象年齢 1歳から3歳未満を対象に2回接種
- 経過措置 3歳から5歳未満を対象に1回接種（平成26年度に限り）
- 接種費用 無料
- その他
  - ・任意接種として既に水痘ワクチンを受けたことがある方は、既に接種した回数分の接種を受けたものとみなします。
  - ・対象者には別途個別に通知しますので、1歳から5歳未満の方は、母子健康手帳等により水痘予防接種歴や水ぼうそうの罹患歴をあらかじめ確認してください。

## ■高齢者の肺炎球菌予防接種

- 対象年齢 （平成26年度から平成30年度までは）65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳の方、及び平成26年度は101歳以上の方を対象に1回接種（年齢は年度末年齢）
- 接種費用 町から4,000円を助成しますので、差額を医療機関窓口でお支払いください。（接種費用は医療機関ごとに異なります）。
- その他
  - ・過去に任意接種として肺炎球菌ワクチン（ポリサッカライド）の接種を受けたことがある方は、定期接種の対象外となります。ご自身の接種歴等をあらかじめご確認ください。
  - ・対象年齢者には、インフルエンザ予診票等と同時に個別郵送にてお知らせします。

なお、平成26年度の高齢者インフルエンザ予防接種と、肺炎球菌予防接種の関係（イメージ図）は次のとおりです。

	高齢者インフルエンザ	高齢者肺炎球菌
対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・65歳以上の方</li> <li>・60～64歳で、免疫機能障害等を有する方</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳以上の方</li> <li>・60～64歳で、免疫機能障害等を有する方</li> </ul>
自己負担金	接種費用から2,000円を差し引いた金額（費用は医療機関ごとに異なります）。	接種費用から4,000円を差し引いた金額（費用は医療機関ごとに異なります）。

平成26年  
11月から

# 重度心身障害者医療費の 助成方法が変わります!

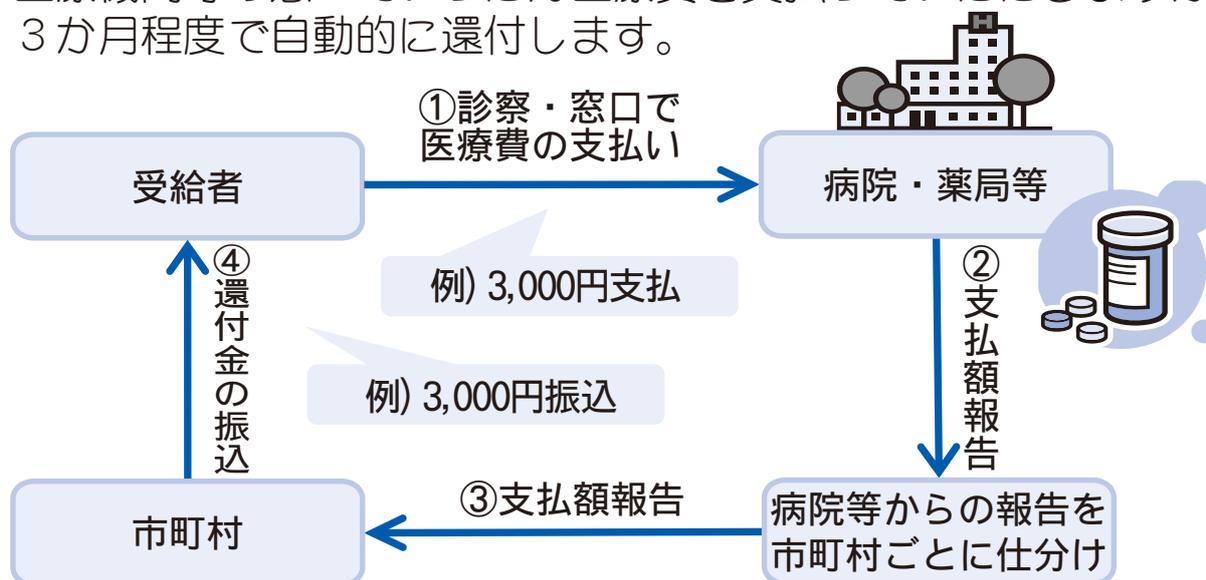


## 窓口無料方式から自動還付方式へ

助成の方法が変わるだけで、対象者の範囲や医療費を全額助成する制度は変わりません。

### 変更点

医療機関等の窓口でいったん医療費を支払っていただきますが、3か月程度で自動的に還付します。



### 変更の理由

窓口無料化をすることによる国の負担金の減額措置を解消するためです。

国の負担金の減額措置とは・・・

国は窓口無料化を行うことで医療費が増加すると考え、窓口無料方式で医療費を助成する市町村に対し、国民健康保険の大きな財源である国庫負担金を減額しています。そのままでは、国民健康保険の財源が不足するので、県と市町村が減額された分を補填しています。

### 手続き

10月中旬頃、受給資格者証の更新のお知らせを送付しますので、窓口にて更新手続きと助成金（還付金）の受領口座の登録を行ってください。